平成２２年（フ）第６９７３号
大阪市北区本庄東２丁目２番８号エンブレムコート501号室
債務者　黒川　酉子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９７４号
大阪市北区本庄東２丁目２番８号　エンブレムコート501号室
債務者　黒川　哲司
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０２４号
大阪府茨木市東太田４丁目１番70号の３
債務者　大場　慎吾
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０４８号
大阪市福島区海老江５丁目２番７―903号
債務者　小島　文子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１３０号
大阪市東住吉区今川４丁目14番16号
債務者　西尾　元治
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１５２号
大阪府東大阪市東豊浦町６番26号
債務者　樋口　　登
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１５３号
大阪府東大阪市東豊浦町６番26号
債務者　グラン・ブルーこと　樋口佐智子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２３９号
大阪府吹田市樫切山21番Ｄ―404号
債務者　青木　　茂
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２７６号
大阪府吹田市江の木町12番５―911号
債務者　原田　正幹
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４７２号
大阪市浪速区桜川１丁目５番36―105号
債務者　桃井　靖子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５１７号
大阪市西淀川区歌島２丁目３番８―401号
債務者　桑村　一也
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５１８号
大阪市西淀川区歌島２丁目３番８―401号
債務者　桑村　純子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５６２号
大阪市住吉区苅田３丁目17番５号　ハイツ南花園201号
債務者　高津　典子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５６６号
大阪市西成区北津守３丁目９番３―307号
債務者　日紫喜きく枝
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６２３号
大阪市都島区都島中通２丁目22番１号
債務者　茂島　　昇
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６４６号
大阪市港区八幡屋１丁目16番10号
債務者　渡辺由美子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６６１号
大阪市西成区花園北１丁目４番22号　ペントハウス３―226号
債務者　清家　信利
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６７３号
大阪府豊中市豊南町西４丁目２番４号
債務者　半林　由佳
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部